



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 259

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2022年7月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～スマートフォン使用管理を徹底していますか
- 3・交通事故の裁判事例～貸与した原付バイクの事故で所有者の責任を認定
- 4・今日の朝礼話題～狭い道路では安易に自転車を追い抜かない
- 5・【お知らせ】一部商品の価格改定のご案内
- 6・【好評発売中】小冊子「高速道路でトラブルに巻き込まれない運転術」
- 7・【好評発売中】
「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」
- 8・【好評発売中】小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」



★7月後半の安全管理ごよみ

◆1日（金）～31日（日）

- 車内事故防止キャンペーン（バス）（都道府県バス協会等）
- 熱中症予防強化キャンペーン（環境省）
- 2022年度陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調運動」
（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

◆1日（金）～9月30日（金）

- 2022年度港湾労働安全強調期間（港湾貨物運送事業労働災害防止協会）

◆16日（土）

- 国土交通Day（国土交通省）

◆18日（月・祝）

- 海の日

◆23日（土）

- 日本最高気温の日（41.1℃）

◆30日（土）

——東北自動車道全通記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2022/06/10/kongetsu-untankenri-2022-jul/>

■危機管理意識を高めよう

『スマートフォン使用管理を徹底していますか』

皆さんの事業所では、当然、運転中の携帯電話使用を禁止していると思います。

しかし、実態としてスマートフォンが運転者にとって重要な情報ツールとなっている以上、電話としての使用禁止はともかく、運行中、完全に利用禁止とするのは難しい状況となっていることが予想されます。

たとえば、スマートフォンの地図アプリを活用しカーナビゲーションとして使用している場合は、運転席で携帯電話を荷物から出してはいけないといった規定は有名無実化します。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/07/01/kikikanri-smartphone-aside/>

■交通事故の裁判事例

今回は、原付バイクを友人に賃借期間を決めることなく無償で貸与し、約9か月後に起こした事故について、所有者の運行供用者責任が争われた事例を紹介します。

『友人に貸与した原付バイクの起こした事故で所有者の運行供用者責任を認定』

【事故の状況】

平成27年10月6日午前11時29分ごろ、Aは原付バイクを運転して大阪府豊中市の見通しの悪い信号機のない交差点を進行しようとしていたところ、右から走行してきた自転車Bと出会い頭に衝突しました。

この事故でBは、顔面挫創、左眼窩骨折、左側上顎中切歯歯牙破損、右示指・右中指骨折等の傷害を負い、治療のために18日間入院し、43日間通院しました。

Bらは、原付バイクを運転していたAに対して民法709条（不法行為責任）により、バイクの所有者であるCに対して自賠法3条（運行供用者責任）により、連帯して損害を賠償するように求めました。

これに対してCは、Aに対して何度もバイクの返還を求めたが、その場しのぎの対応に終始され、返還されなかったなどと主張し、運行供用者責任を否定しました。

【裁判所の判断】

「Aは、平成27年1月12日に成人式でCに遭った際、原付バイクをしばらく貸して欲しいと頼み、同月16日CはAに対して無償で貸し渡したが、貸借期間は定められていなかった」

「Aは、原付バイクを通勤や日常の移動に使っており、Cは平成27年3月、Aに対してバイクを返却するか、それが出来ないようなら買い取るように求めたが、Aは返却はできないと答えつつも、今すぐ買取るとは答えなかった。その後、電話や共通の知人を通じての連絡、たまに会ったときに話をするなどしたが、事故が起きるまで返却することも買い取ることもしなかった」

「Aに返却や買取りを求めるのに際し、Cが現実にとった手段以上に強く返却や買取りを求めることができなかったとは認められない。したがって、事故当時CはAによるバイクの運行を支配、管理することができ、社会通念上その運行が社会に害悪をもたらさないように監視、監督すべき立場を失っていないというべきである」

などとして、Cの運行供用者責任を認めました。

(大阪地裁 令和元年7月30日判決)

■今日の朝礼話題

『狭い道路では安易に自転車を追い抜かない』

さる6月25日午後1時15分ごろ、神奈川県小田原市でトラックが小学1年生の女兒が乗った自転車をはね、死亡させる事故がありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/07/01/semai/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【お知らせ】一部商品の価格改定のご案内

昨今の印刷代や紙代等の高騰を受け、2022年10月より、下記のとおり一部商品の価格を改定することとなりました。

お客様各位には大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

●運転者向け教育用小冊子(B5)

140円（改定前税抜価格）→150円（改定後税抜価格）

●安全運転自己診断テスト

1 0 0 円（改定前税抜価格）→1 1 0 円（改定後税抜価格）

■【好評発売中】小冊子「高速道路でトラブルに巻き込まれない運転術」

※仕様 B 5 判／1 6 ページ／カラー刷

※価格 7 7 0 円（1 セット＜5 冊＞・税込・送料実費）

一般道路と比べて高速で移動する高速道路では、ひとたび事故が起きるとその被害は大きなものとなります。

本冊子では、高速道路での他車の危険行動への対処法や、安全に走行するための運転行動を紹介していますので、高速道路で事故・トラブルに巻き込まれないために必要な知識を身につけることができる教育教材です。

ぜひ高速道路における事故やトラブルの撲滅に、本冊子をご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3NhW75G>

■【好評発売中】

「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」

※仕様 A 4 判／6 4 ページ／カラー刷

※価格 1, 8 0 0 円（税別・送料実費）

バス事業者にとって、乗客を安全かつ確実に輸送するために、安全運行・事故防止は最優先事項です。特に初任運転者に対する教育は重要ですが、これまで具体的な教育テキストはありませんでした。

本書は、中国バス協会様のご指導のもと指導したテキストで、バス運転者として知っておくべき知識をイラストや写真を用いてわかりやすく解説しており、初任運転者教育を行う際に最適なテキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3uKiCd9>

■【好評発売中】小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

近年、道路を横断中の歩行者や自転車が車に轢かれる事故が増加しています。事故の原因は、ドライバーが漫然運転をしていて前方をよく見ておらず、発見が遅れたケースがほとんどです。

本冊子では、対歩行者や自転車との事故が多く発生する6つの交通場面において、横断歩行者等を見落とさないためにチェックすべきポイントをイラストを用いて詳しく解説しています。

ぜひ事業所での対横断歩行者・自転車の事故防止に向けてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3tfTMRF>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和4年7月1日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

